

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課	観光経済部	農林水産課
	同	農業委員会事務局
	同	商工課
	建設部	建築指導課
	水道局	配水課

平成18年12月26日

別府市監査委員 櫻井美也子

同 田中祐二

同 由川盛登

## 監 査 報 告 書

1. 監査の対象及び期間
- 観光経済部 農林水産課、農業委員会事務局  
監査期間 平成 18 年 4 月 5 日から 5 月 1 日まで
- 建設部 建築指導課、水道局 配水課  
監査期間 平成 18 年 9 月 7 日から 10 月 5 日まで
- 観光経済部 商工課  
監査期間 平成 18 年 10 月 5 日から 11 月 7 日まで

2. 監査を実施した委員
- |         |        |
|---------|--------|
| 別府市監査委員 | 櫻井 美也子 |
| 同       | 田中 祐二  |
| 同       | 由川 盛登  |

### 3. 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

### 4. 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

#### 農林水産課関係

##### (1) 旅行命令について

取消命令については、「削除」、「取消」の記載のみでなく、既に旅行命令の決裁を受けた命令者までの取消命令が必要であるため、今後、適正な事務処理を行われたい。

##### (2) 報償費について

###### ア 農事自治組合長報償金について

組合長のみの一人組合について、多人数の組合同様の奨励金や組合長手当が支給されていることは今後検討の必要がある。

###### イ 市有林監視員謝礼金について

「別府市市有林監視員規程」第 6 条では、監視員は月 2 日以上担当市有林野を巡視

し、翌月 5 日までに主務課長に報告しなければならない。となっているが一部提出もれがあった。市有林の監視及び指定の報告の指導を徹底されたい。

また、謝礼金の支給額は、年額支給と規程等に明示されていないことから、今後は月額支給など実績に応じた支出方法の検討も必要である。

(3) 委託料について

同一時期、同一内容の業務委託について契約を分割しているものが見受けられたが、事務の効率化からしても一括契約されたい。

(4) 工事請負費について

ア 市監督員で、現場の立会い時にヘルメットを着用していない状況が見受けられた。業者を指導する立場であり注意すること。

イ 寒冷期の山中の工事については、発注時期に注意すること。

ウ 工事写真について、現況、完成の対比及び工事状況写真で目的表現が明確になるように撮影及び編集に工夫をするように業者指導をすること。

水道局 配水課関係

(1) 工事請負費について

工事請負契約者、工期、工事完成月日等、すべて同一の工事を分割発注したもののついでには一括契約を行うべきであり、業者提出の施工体系図によると「下請業者なし」とあるが、工事施工写真を見る限り、舗装復旧工事について、舗設機械類、また舗設状況から見た場合舗装専門業者の施工と思われることから、工事担当者は調査の上、下請報告書の提出を求めるべきである。

また、以下の事項についても今後改善されたい。

ア 文書の決裁日、決裁者の印が漏れているもの、見積書の検査員氏名及び印漏れ、工事発注伝票及び工事完成届に工期を過ぎた完成年月日が記載されたもの、契約書における收受印の誤謬等の文書が見受けられた。

イ 20万円以下の工事請負で見積書の妥当性の確認者、工事完成届における監督員、請求書における工事完成の確認者の全てを同一人で実施しているものが、多数見受けられた。このことは別府市水道局契約事務規程第15条第3項において、『検査員と監督員を兼ねることができない。』と規定されていることに抵触する。

ウ 契約約款の訂正に不備が見受けられた。

エ 施行理由が、毎年同じ理由書のコピーであり年度の変更もない。

(2) 業務委託契約について

業務委託契約の一件に関する文書中、以下の事項について今後改善されたい。

- ア 契約書に公印が押印されていないもの。
- イ 伺い書の公印記載場所に公印番号がないもの。
- ウ 業務委託設計書に照査員の印鑑がないもの。
- エ 業務委託設計書に提出・決裁月日がないもの。
- オ 收受文書等（引渡書、委託業務検査結果通知書、業務委託完成届、委託契約書、工程表、免税事業者届出書）に発送印・番号、受領印・番号がないもの。
- カ 入札時に委任を受けた者の受任者の印鑑がないもの。

### (3) 旅費について

旅行命令簿の受命印のもれ、取消命令の不備、概算払いにおける同額精算の記入もれ、復命書の報告で専決者までの決裁を遵守されていないケースが見受けられたので、適正に事務を行われたい。

また、今後の旅費の支給については、昨今の交通機関の情勢を常に把握されるとともに、旅行の目的を達するためにもっとも経済的で便利な経路の把握に努められたい。

## 商工課関係

### (1) 勤労者向け貸付制度について

勤労者生活安定資金貸付金の未償還者に対する取り組みについては、過去の監査においても指摘しているが、債権回収のため、課員一丸となって取り組まれるよう強く要望する。

### (2) 委託契約について

17年度商工課所管施設の業務委託契約において、契約書に定める業務報告等に関する書類が業務受託者から提出されていないものが見受けられた。

今後、委託業務の履行確認に関し、契約に定めた報告書等の聴取漏れについては、契約書等を遵守し受託者に履行を求められたい。

また、勤労青少年ホーム及び勤労者体育センターの清掃及び警備業務委託契約については、事務の効率化を図るため、施設別でなく一体的に行うべきである。

なお、業務委託契約書及び業務履行確認の客観性を担保する業務報告書等について、同一様式化ができるものについては、統一した様式を考案されることを要望します。

### (3) 負担金及び補助金について

負担金及び補助金の取扱いについては、一部の支出にあたって、よりその内容に踏み込んで調査を行い支出する必要があると思われるものが見受けられたので、今後においては十分精査し、適切な支出額を決定するよう要望する。

また、補助金交付に伴う事業実績報告書の提出についても、一部に不適切な事務処

理がなされているものが見受けられたので、今後は別府市補助金等交付規則第9条の規定を遵守し、実績報告等がなされるよう補助事業者を指導されたい。

(4) 減免申請について

「別府市公設卸売市場条例施行規則」第80条で定められた駐車場使用料については、長年の慣例により、使用料を徴収していないとのことであった。今後は規定に従い徴収されたい。

なお、減免については、一件ずつ慎重に検討されたうえで許可するとともに、申請書においても申請者が減免の理由等を詳細に記入するよう指導願いたい。

(5) 施設使用料・売上高使用料について

使用料の納付で督促後、納付するものでも督促手数料が納付されていないものがあった。

また、延滞金については、1件も徴収されていないのが現状である。今後、納期内徴収に努めるとともに、延滞分については督促手数料・延滞金の徴収にも努められたい。

(6) 費用弁償について

公設地方卸売市場運営協議会委員に対し費用弁償は、市が支給しなければならない義務を負うものであって、その支給額、支給方法も条例に定められている。

地方自治法第203条及び条例の規定により支給するべきである。